

充実管理加算について

当院では、厚生労働省の基準に基づき、生活習慣病（高血圧症・脂質異常症・糖尿病）の適切な管理および外来医療データの継続的な提出を行っております。

これに伴い、該当する患者さんに対して「充実管理加算」を算定しております。

- **対象となる方**：高血圧症、脂質異常症、糖尿病を主病として「生活習慣病管理料」を算定されている方
- **算定点数**：充実管理加算 1（30 点）、
加算 2（20 点）、加算 3（10 点）

※患者様のご負担は保険の負担割合（1 割～3 割）に応じた金額となります。

質の高い医療を提供するため、今後も診療情報の適切な管理と継続的なデータ提出に努めてまいります。

ベースアップ評価料について

当院では 2024 年 6 月からの診療報酬改定に基づき、医療従事者の処遇改善を目的とした『ベースアップ評価料』を算定しております。

本加算は、医療従事者の賃金改善に充てられるものであり、これにより患者様の自己負担が生じる場合がございます。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が供給しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などありましたらスタッフまでご相談ください。

【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が供給しやすくなります。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は電子的診療情報連携体制整備加算の算定に伴い、下記の整備を行っております。

- ☑オンライン請求
- ☑オンライン資格確認を行う体制
- ☑電子資格確認を利用し取得した診療情報を、
閲覧又は活用できる体制
- ☑電子処方箋を発行する体制
- ☑電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制
については今後導入予定
- ☑マイナンバーカードの健康保険証利用について、
利用しやすい環境を整備
- ☑マイナ保険証について、当該保険医療機関の
見やすい場所に掲示

質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して医療の提供に努めてまいります。

地域包括診療加算について

当院では「地域包括診療加算」を算定する患者様に対して「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- ◆健康相談・予防接種に関する相談・介護保険制度の利用に関する相談への対応を行っています。
- ◆介護支援専門員及び相談支援専門員との連携を強化し、相談には随時対応しています。
- ◆患者様の状態に応じ、28日以上処方やリフィル処方箋の発行に対応しています。
- ◆介護保険制度の利用等に関する相談の対応をしております。
- ◆当院は敷地内禁煙（電子タバコも含む）です。敷地内での喫煙はご遠慮ください。

物価対応料について

当院では、昨今の物価高騰を踏まえ、医療スタッフの処遇改善および質の高い医療を継続的に提供するため、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。

これに伴い、**初診時および再診時にそれぞれ2点**が診療費に加算されます。
患者様の自己負担額は、10円～20円ほど増える可能性があります。

明細書発行体制加算について

《明細書の発行について》

当院では算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者さまに無料で交付しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

生活習慣病管理料について

当院ではこの度、生活習慣病（高血圧症・脂質異常症・糖尿病）を主病とする患者様に総合的な治療管理をするため「生活習慣病管理料」を算定させていただくこととなりました。

2024年6月1日から高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定されていた方は、

『生活習慣病管理料』へと移行します。
詳細は下記の通りです。

◆計画書開始時期

2024年6月1日（土）から

◆対象となる患者様

高血圧症、脂質異常症、糖尿病いずれかが主病の方

◆療養計画書

患者様個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的の指導内容、検査結果を記載した療養計画書をお渡しします。

国が指定する「生活習慣病療養計画書」を作成することで、患者様と達成目標を共有し、より良い治療につなげてまいります。

外来感染対策向上加算について

当院は院内感染防止対策として、必要に応じて
下記のような取り組みを行っております。

- ☑感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します
- ☑院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会を年2回実施します
- ☑感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けての対応とします。
- ☑抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします
- ☑標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます
- ☑感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます

感染防止対策を医院全体として取り組み、患者様・職員・その他医院関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。